

# 約款

## ～猛暑・熱中症対策サポートプラン～

買主（以下「甲」という）と売主株式会社ライフビジネスウェザー（以下「乙」という）は、甲に対して行う気象情報等の提供に関して、次のとおり契約を締結する。

### （契約の目的等）

第1条 この契約は、乙が甲に対して行う気象情報の提供業務（以下「本件業務」という）に関して、甲乙の権利義務に関する事項を定めることを目的とする。

2. このサービスの名称は「猛暑・熱中症対策サポートプラン」という。
3. この契約において乙が甲に提供する気象情報の内容は、以下のとおりとする。

### ＜サービス内容＞

- ・暑さ調査～猛暑プレサーチ～
- ・猛暑・熱中症注意喚起メール
- ・実施エビデンス～振り返りレポート～

### （本件業務）

第2条 乙が甲に対して行う本件業務の内容は次のとおりとする。

1. 甲指定の地点における気温・WBGT値や暑さリスクを事前に調査し、それを基に乙が報告書（レポート『猛暑プレサーチレポート』）を作成し、甲に提供すること。
2. 気象予報士が、甲指定の地点及び指定地点を含む地域において、暑さに注意が必、もしくは、熱中症発症のリスクが高まっていると判断した場合に、甲指定の送付先へアラートメールを提供すること。
3. 甲指定の提供期間の暑さの振り返りや、気温・WBGT値の記録表、導入証明など、導入エビデンスを甲へ提供すること。

### （対価並びに支払方法等）

第3条 本件業務の売買代金およびその支払方法・手段は、申込書、注文書または請書の定めるところによる。

2. 本件業務のうち、第2条第2号の情報提供業務の期間が1ヵ月未満の場合は、甲は、情報提供費1ヵ月分に相当する金額を乙に支払う。
3. 金額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。
4. 第1項の金員に対する遅延利息の率は年8.25%とする。

### （著作権）

第4条 この契約に基づき乙が制作した著作物に関する著作権は乙に帰属する。

### （使用制限）

第5条 甲は、第1条第3項に規定する乙提供の報告書・メールを、甲に限定して使用することができるものとする。

(情報提供の一時停止)

第6条 次の各号に該当するときは、乙は本件業務の履行を一時的に停止することができる。

1. 電気設備又は観測機設備の保守を目的とする点検または工事のためやむをえないとき。この場合、乙は、甲に対して7日前までに、その旨並びに理由及び期間を通知する。但し、緊急やむをえないときは、この限りではない。
2. 一般財団法人気象業務支援センターや気象庁等に異常が発生したことにより、乙が気象情報を入手できなくなったとき。この場合は、乙は甲に対して、速やかに報告をする。

(本件業務の中止等)

第7条 甲が情報提供費の債務の支払いを怠ったとき、乙は本件業務の履行を中止することができる。

2. 乙の責に帰すべき事由に基づく本件業務の不履行が生じたとき、甲は情報提供費の支払いを要しない。
3. 前項に拘わらず、第6条第1号および第2号の事由による一時停止の場合、その期間が24時間以内のときは、甲は当該一時停止期間分の情報提供費の支払いを拒まない。

(保証)

第8条 乙は甲に対し、気象情報が適法かつ適正に開発されたものであることを保証する。

2. 乙は甲に対し、気象情報並びにこの契約に基づく気象情報の甲による利用が第三者の、知的財産権等の一切の権利を侵害しないことを保証する。

(損害賠償)

第9条 乙による本件業務の不履行によって、甲に損害が発生した場合、甲は乙に対し、損害賠償を請求できる。

この場合、乙は契約金額を提供月数で割った金額を上限として賠償責任を負う。

(免責)

第10条 次の各号の事由に基づき甲に損害が発生した場合、乙はその責を負わない。

1. ①電気通信事業者（エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、他プロバイダー等）の有する通信回線の障害または圏外。  
② 天災地変（激甚災害）、擾乱、内乱等乙の責に帰することのできない不可抗力事由による本件業務の一部または全部の不履行および遅延。  
③ 乙提供の気象情報の使用。但し、乙が第8条に定める保証に反する場合を除く。  
④ 気象庁等の観測機器のメンテナンスや故障などによる、欠測や異常値が表示された場合。

2. 予測情報については、気象学的に不可知の要素を含んでおり、急激な変化、局地的地形等の影響により、特異な現象については予報との差異が現れることがあり、甲はこのことを充分認識し、乙は本情報により遂行された活動において発生したいかなる人物の損傷、死亡、所有物の損失、損害に対してなされた全ての求償の責を負わない。

3. 本サービスは気象データに基づく参考情報を提供するものです。
4. 作業の実施可否や安全対策の最終判断は利用者の責任において行ってください。
5. 実際の現場環境や局地条件により、評価結果と異なる場合があります。
6. 本サービスは熱中症の発生防止や安全を保証するものではありません。

(メールの留意点)

第11条 猛暑・熱中症アラートメールを利用の場合は、通信インフラ、キャリア等の状態により遅延や未達が発生することがある事に注意。

(機密保持)

第12条 甲及び乙は、本件業務の履行に関し、相手方から次のいずれかの方法により開示された情報（以下「秘密情報」という）を、相手の同意なしに外部に発表し、または第三者に漏洩してはならない。

- ①書面又はその他の有体物により開示され、秘密である旨が明示（『秘』や『Confidential 1』等の視認可能な表示）されたもの。
  - ②電子メールその他のネットワークを利用したデータ伝送によって開示される情報であって、秘密である旨の明示があるもの。
  - ③秘密である旨が開示の際に明確にされ、口頭により開示された情報であり、開示の日から30日以内に秘密である情報を特定した書面を被開示者に提示されるもの。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報については、秘密情報には当たらない。
- ① 情報の取得時点で既に公知、公用となったもの。
  - ② 情報の受領者の責によらず公知、公用となったもの。
  - ③ 情報の取得時点で受領者が既に知っていたことを証明できるもの。
  - ④ 受領者が正当な権利を有する第三者より開示を受けたことを証明できるもの。
  - ⑤ 受領者が独自に開発したことを証明できるもの。
3. 本条の規定は、この契約が終了した後も有効に存続する。

(権利、義務の譲渡)

第13条 甲及び乙は、相手方の事前の文書による承諾なく、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡、又は担保に供してはならないものとする。

(解約)

第14条 甲は、この契約の有効期間内にこの契約を解約することができる。ただし、甲は、速やかに乙に解約の旨を報告し、月の途中で解約の場合も日割りでの料金換算は行わない。

(解除)

第15条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、文書を以って相手方に通知し、この契約を解除できるものとする。

なお、本規定は解除による損害賠償を妨げるものではない。

- ① この契約に違反したとき。
- ② この契約の履行に際し、不正または不当な行為があったとき。
- ③ 甲が初期設定費又は情報提供費のいずれかひとつの対価の支払いを怠ったとき。
- ④ 財産状態、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な事由がある場合。
- ⑤ 甲が次のいずれかに該当したことが判明した場合。

ア. 暴力団

イ. 暴力団員

ウ. 暴力団準構成員

エ. 暴力団関係企業

オ. その他、前各号に順ずる者

(有効期間)

第16条 この契約の有効期間は、申込書、注文書または請書の定めるところによる。

(協議事項)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙がお互いに誠意を以って協議し決定するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規定は、令和8年4月1日から実施する。